質疑応答一覧

地域説明会にて行った質疑応答の一覧です。

1. 新たな通学区域案について		
項番	質問	回答
1	今回の通学区域見直しについて、小学校と中学校の実施時期はどのような考え方なのか。	小学校は令和１０年４月から、中学校は令和１６年４月からの実施を予定しております。小学校の新１年生から新しい通学区域を適用し、その児童が中学校へ進学するタイミングを基本的な考え方としております。
2	昔からの町内会の区域と比べ、現在の道路・公園などは状況が変わっているため、現在の道路事情や子どもの安全性を考えれば、自治会区域ではなく、実際の道路状況や通学経路を重視した方がよいのではないか。	今回の通学区域見直しでは、優先すべき事項として、まず子どもたちの安全性を重視しております。その上で、地域から「自治会・町内会の区域についても尊重して欲しい」という意見が多く寄せられていたことから、今回の案を作成する際には、自治会・町内会の区域にも配慮しております。その結果、辻堂駅駅南口周辺などでは、自治会等の区域を考慮したことにより、学区の線が複雑な形になっている部分もございます。ただし、自治会・町内会の区域について、すべての細部まで確認できているわけではございません。今回の説明会等で、自治会区域と学区の境界について具体的な指摘があり、地域全体として見てもその方が合理的であるという意見があれば、今後の検討材料とさせていただきます。
3	今回の見直しでは、自治会・町内会などを通じて意見を聞いているとのことだが、実際に影響を受ける現在の小学生や未就学児の保護者から、どの程度意見を聞いたのか。特に、令和１０年に小学校へ入学する子どもや、今後入学する未就学児の家庭には大きな影響があるため、その世代の意見が十分に反映されているのか。	今回の見直しでは、ワークショップなどを通じて多くの市民からご意見をいただいてきました。南部のワークショップには４０～５０人程度の方に参加いただきましたが、未就学児の保護者よりも、比較的年齢の高い方が多く参加してくださいました。未就学児の保護者や現役の小学校保護者にも参加を呼びかけましたが、実際にご参加いただける方は多くありませんでした。そのため、結果として、参加者の年齢層が高くなったことは認識しております。
4	説明を聞いていると、すでに案が固まっており、住民としては「ほぼ決定したものを受け入れるしかない」という印象を受ける。「決定ではない」と説明されているが、今後、本当に学区の線を変更する可能性はあるのか。	現時点ではあくまで案の段階であり、まだ決定ではございません。今後の説明会やパブリックコメントなどを通じて意見を聞き、必要に応じて検討させていただきます。
5	自治会・町内会としては、今回の学区変更について十分な情報を受け取らないまま、広報等で具体案が示されたことに違和感がある。案を示す前に、地域をまとめている自治会・町内会に対してもう少し丁寧に説明するべきではなかったか。	教育委員会としては、９月市議会への報告をはじめ、学校長、市役所内の関係部署などを通して、今回の取り組みについて多くの方に知っていただけるよう努めて参りましたが、地域の方々への情報共有が十分でなかった部分があることも認識しております。今後は、今回の説明会やパブリックコメントを通じて、改めて意見をいただきたいと考えております。
6	現在の小学校区は、昔から地域の交流の単位となっている。自治会活動だけでなく、地域の行事、神社の祭り、社体協などの地域活動、子どもたちの交流など、小学校を中心として形成されてきた地域のつながりがある。 何世代にもわたって同じ小学校に通ってきた地域では、学区変更によって地域とのつながりが大きく変わる可能性がある。単純に距離や学級数だけではなく、こうした歴史的・地域的な事情も踏まえて検討してほしい。	小学校が地域の核となっていることは認識しております。今回の見直しでは小学校３５校全体を見た中で、学校によって児童数・学級数に大きな差があることから、全体としてより適正な教育環境を整えることを目的に通学区域の見直しに取組んでおります。

7	説明会を開催するだけでは、現役世代などが参加できない場合もある。今回の案が決定する前に、自治会・町内会単位で意見を聞く機会を設けてほしい。	すべての自治会に教育委員会が個別に出向いて説明することについては、時間的な制約もありできておりません。しかしながら、地域とのつながりや自治会の重要性については認識しているため、今後の参考にさせていただきます。
8	町内会の区域と通学区域が一致していない場所がある。 町内会全体を一つの学校区にまとめた方が、地域としても子どもの安全面でも分かりやすいのではないか。	今回の案では、町内会区域についても可能な限り配慮しておりますが、すべての町内会区域を完全に一致させることまではできておりません。
9	今後、現在の計画区域に大規模なマンションが建設されるなど、人口・児童数に大きな変化が生じた場合、今回の案を変更する可能性はあるのか。	可能性はございます。今後、大規模マンションの建設などの情報が入ってくれば、学校への影響を改めて精査する必要があると考えております。
10	今後、新たな通学区域の情報はどのように提供されるのか。分かりやすい形で情報提供して欲しい。	新しい通学区域については、令和９年３月に決定する予定です。その後、新しい通学区域を導入する予定となっている令和１０年４月までの約１年間を活用し、広報紙、ホームページなど、さまざまな媒体を通じて、新しい通学区域がどのように決まったのか、どのような区域になったのかを、できるだけ多くの市民に伝えられるよう努めてまいります。
11	東町町内会の小さなエリアが八松小学校に編入される案について。事前の説明では「町内会を分断しない」という優先順位があったが、ここでは「慣例学区（歴史的経緯による選択可能学区）の廃止」が優先されたのか。	東町町内会は非常に規模が大きく、町内会の境界をそのまま学区の境界にすると人数の調整ができないという課題がございました。そのため、学校とも相談の上、人数の調整（学校規模の適正化）を優先し、区切りの良いところで関連学区を廃止する案といたしました。
12	八松小学校へ学区の変更が多いが、令和10年時点で23クラスとキャパシティ（使用可能教室26クラス）ギリギリに見える。編入地域にマンションが建つなどして、結局また過大校になってしまう可能性は検討されているか。	八松小学校は元々キャパシティが大きくない学校となっておりますが、市の見込みでは受け入れ可能枠（最大26クラス）の範囲内で推移すると考えております。
13	市内にある慣例学区は、今回の見直しで全て廃止されるのか。	全ててはございません。今回の学区見直し対象に含まれていないエリアにある慣例学区は残ります。
14	JR線路の北側から八松小学校へ通う区域は、今回の見直しで全てなくなるのか。	全てなくなるわけではございません。ミスターマックス周辺などは羽鳥小学校へと変更する案となっておりますが、辻堂駅北口付近の区域など一部のJR線路北側エリアは、引き続き八松小学校の学区となります。
15	ガル池町内会周辺からハングリータイガー付近の境界はどう区切られるのか。	ハングリータイガー沿いの道路を境とし、その西側は引き続き八松小学校区とります。
16	現在2つの学区（八松小・高砂小）に分かれている桜花園自治会（辻堂駅南口付近）は、今回の見直しで高砂小に一本化されるのか。	この箇所については今回案では自治会・町内会の境界に沿って学区を設定したため、該当自治会は高砂小に一本化されます。
17	令和１０年４月に子どもが小学校へ入学する予定である。 周辺にはきょうだいがいる家庭も多く、きょうだいは従来の学校へ通うことになるため、現在、年中の子どもたちの中で、自分の子どもだけが新しい学校へ通うことになる可能性がある。不審者情報や災害時など、集団登下校が行われる場合に、自分の子どもだけが一人で帰宅することにならないか心配している。このような児童の安全対策をどのように考えているのか。	ごきょうだいがいる家庭では、きょうだい特例によって今までの学区の学校へ通うことができます。ご質問者のお子様については新しい学区で入学することになるため、きょうだい特例の適用を受ける周囲の児童とは異なる学校へ通うことになるケースはございます。現在も、不審者情報等があった場合には集団下校を行うことがあります。学校側は児童の居住地域を把握しているため、一人だけになるようなケースは、できるだけ避けるよう配慮してもらえるものと考えているが、現時点で具体的な安全対策は決まっておりません。
18	今回の小学校区の見直しによって、中学校の生徒数に偏りが生じるなどの影響はないのか。	中学校については、小学校よりも学校数が少なく、現時点で過大規模校となっている学校はございません。今回の小学校区見直しを行った後についても、中学校に課題規模校が生じることはないという推計になっております。

19	鵠沼小学校と鵠洋小学校の慣例学区となっているエリアについて、見直し後は通学距離が長くなることを懸念している。対象エリアの一部は、鵠洋小学校の方が距離的に近い。一方、鵠沼小学校へ通う場合には、幹線道路や歩道橋などを通行する必要があり、交通安全面でも負担が大きくなると考えられる。 慣例学区の見直しに当たっては、実際にどちらの学校に通っている児童が多いのか、現状を確認した上で判断すべきではないか。仮に対象エリアの大半が鵠洋小学校に通っているのであれば、慣例学区を一律に廃止するのではなく、その区域だけ例外的に残すことも考えられるのではないか。	鵠沼小学校と鵠洋小学校の慣例学区について、本来の指定校が鵠沼小学校であるものの、鵠洋小学校を選択している割合は62.7%となっております。ただし、この数値は質問の対象となっている区域だけではなく、複数の慣例学区の区域を合わせた集計でございます。 慣例学区は、住所によって指定される学校に加えて、例外的にもう一つの学校を選択できる制度となっております。過去に自治会・町内会などから要望があり、教育委員会で審議した上で設定された経緯がございます。 一方、慣例学区があることで、入学直前まで進学先が確定しない場合があり、学校側では児童数の把握や学級編制、教室の確保、教員配置などに影響が生じる可能性がございます。例えば、児童数が学級編制の基準を超えると、学級数を増やす必要が生じ、教室や教員の確保にも影響がございます。今回の見直しでは、学校規模の適正化を図るために通学区域を再編することに加え、見直しエリアに含まれている慣例学区についても見直しをする考えでございます。
20	慣例学区を整理する趣旨は理解できるが、通学実態や利便性を十分に考慮してほしい。対象区域では、鵠洋小学校の方が近く、通学時間にも大きな差がある。鵠沼小学校へ通う場合には幹線道路を横断する必要もあり、低学年の児童にとって安全面の懸念がある。また、過去にも通学距離などの事情から地域住民が要望し、鵠洋小学校への通学が認められた経緯があると聞いている。 現在の案では、同じ大規模校から別の大規模校へ（鵠洋小学校から鵠沼小学校へ）通学先が変わることになり、学校規模の適正化という目的に対して、地域住民が負担を負うことになるのではないか。通学区域を設定する際には、単に児童数の比率だけで判断するのではなく、実際の通学距離や道路状況、地域の歴史的経緯なども踏まえ、区域の一部を残すことも含めて検討してほしい。さらに、住民が納得できるよう、なぜその区域で線引きが必要なのか、地図などを用いて具体的に説明してほしい。	今回の説明会では、事務局が作成した案について地域の方々から率直な意見を伺うことを目的としております。現時点では決定したものではございません。質問の対象となっている区域については、通学実態や距離などを踏まえながら、現行の通学区域を維持した上で慣例学区を廃止する案としております。ただし、このエリアの通学区域を鵠洋小学校とするか、鵠沼小学校にするかについては、いただいたご意見を参考に、今後検討させていただきます。
21	慣例学区を全体的に整理するという趣旨は理解できるが、実際の生活では、どちらの学校に通うかによって利便性が大きく異なる。例えば、放課後児童クラブを利用する場合、保護者の迎えの経路や通勤経路にも影響する。また、放課後に同じ学校の児童と遊ぶ際にも、居住地域によって移動のしやすさに違いが生じる。 対象区域によっては、境川沿いから学校へ行く場合と、幹線道路を横断して市街地側へ行く場合とで、通学の負担が異なる。 こうした地域ごとの事情を考慮し、可能であれば慣例学区を残してほしい。また、慣例学区だけに限らず、転入などによって児童数が変動することはあり得るため、進学先を決める時期を早めるなど、学校側が早期に人数を把握できる仕組みができれば、慣例学区が学級編成に及ぼす影響も最小限に抑えられるのではないか。	慣例学区を整理する上で、地域の生活実態や通学の利便性について、貴重なご意見として受け止めます。 今回の案は、現段階では決定したものではないため、今後の検討において意見を集約し、必要な協議を行ってまいります。
22	通学区域はどのように確認すればよいか。	教育総務課ホームページ内の「学校の適正規模・適正配置に関する取り組み」のページに地図を掲載しております。また、同ページにリンクがある「ふじさわキュンマップ」でもご確認できます。 ＵＲＬ：https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyouiku/tekiseigaiyo.html

23	通学区域の見直しでは、児童数の多い大規模マンションの影響が大きいと考えます。現在、見直し対象から外れているプレミストの区域についても、変更を検討した方が効果的ではないでしょうか。なぜ対象から外れているのでしょうか。	プレミスト湘南辻堂のある羽鳥１丁目についても見直し対象に含める案を検討しましたが、児童数が非常に多く、この区域まで含めると羽鳥小学校で受け入れることが難しくなるため、今回は羽鳥１丁目を対象外とする案にしております。 また、今回の見直しは、２０４０年時点での大規模校の解消を目指して検討しています。羽鳥２丁目の変更対象区域には、２０４０年時点で小学校１年生から６年生までの児童が約７１人居住すると推計しており、３５人学級を前提とすると、約３学級分の児童数に相当します。そのため、一定の効果が見込まれると考えております。
24	今回の見直しでは、これまで慣例学区だった地域の一部が八松小学校の通学区域になるほか、SST西側の区域なども変更されると理解しています。 その結果、八松小学校の児童数が単純に増えるのではないでしょうか。羽鳥小学校よりも八松小学校の方が、最終的に児童数が増える可能性はないのでしょうか。また、八松小学校には使用可能な教室がある一方、羽鳥小学校では教室が不足しているのであれば、八松小学校の通学区域をもう少し羽鳥小学校側に変更することも考えられるのではないでしょうか。	今回、慣例学区を廃止するSST西側の区域については、もともと八松小学校に通学していた児童も多く含まれています。そのため、区域の変更によって児童数がそのまま上乗せされるものではないと認識しております。 将来の児童数については推計を行っており、今回の見直しによって八松小学校が大規模校になることはないと見込んでおります。
25	六会小学校が過大規模校となっているのであれば、見直しエリア16番のクリナップショールーム付近の地域は六会小学校の通学区域にしない方がよいのではないかと思いますが、どのような考え方で今回の見直しを行っているのでしょうか。	天神小学校と六会小学校の慣例学区に関するご質問ですが、当該地域からは、現状、六会小学校に通学している児童が多くいるため、この地域を六会小学校の通学区域としても、学級数への影響はそれほど大きくないと考えています。 また、慣例学区ではどちらの学校に通学するかを直前まで迷われるご家庭も多く、学級数や教員配置がなかなか確定しないという、学校運営上の課題も生じています。こうした点を踏まえ、実態に沿って通学区域を設定し、学校運営に影響する不確定な要素をできるだけ排除するため、今回はこの地域の慣例学区を廃止する方向で検討しております。
26	通学区域の見直しを行う際の優先順位に「子どもの視点・人間関係の維持」が含まれていないのはなぜか。また、危険な通学路に信号機を設置すれば学区変更は不要ではないか。	優先順位はワークショップで住民から出た意見を整理したものであり、その際に「子どもの視点・人間関係の維持」といった意見が挙がらなかったため、項目には入っておりません。学区変更は過大規模校解消と公教育の環境均等化のために不可欠であり、信号機設置のみで今回の学区見直しを撤回するものではございません。警察への信号設置要望につきましては継続して伝えさせていただきます。
2. 学区変更・学校選択制		
27	旧学区・新学区を自由に選べる経過措置はあるか。	設けない予定です。自由選択にすると入学者数が不確定になり、学級編制や教員配置に影響するためです。
28	学区変更案は今後修正される可能性はあるか。	個別の要望だけでは難しいですが、重大な見落としや想定外の大規模開発で予定している学校での受け入れ超過が判明した場合は修正の可能性があります。
29	令和9年度入学の子どもは、現行の慣例学区を使えるか。	はい。令和9年度は周知期間なので、現行の慣例学区での選択は可能です。
30	令和9年度に入学する児童を新たな通学区域の学校へ通わせることは可能か。	令和9年度小学校入学のお子さまは、原則として現在の学校へ入学し、新学区の学校に通わせることはできません。新たな通学区域の最終案は、令和９年３月に教育委員会で決定する予定となっており、令和９年４月の入学手続き時点（令和９年１月頃）ではまだ決定がされておらず、クラス編制や教員配置に支障が出るため、新たな通学区域の学校への入学手続きを進めることはできません。そのため、令和９年度に入学する児童については、令和１０年４月から新しい通学区域を適用するという形となります。

31	現在、引っ越しを検討しています。子どもは来年度、小学校に入学する予定です。現在の住所であれば八松小学校に通うことになりますが、引っ越し先によっては羽鳥小学校などに指定される可能性があります。 その場合、現在の友達と離れたくないという理由で、引っ越し後も八松小学校に通うことはできるのでしょうか。	原則として、住所に基づいて指定された学校に通うことになります。ただし、藤沢市ホームページに掲載されている「藤沢市立学校指定校の変更」に関する制度では、市内転居後も卒業まで元の学校への就学を希望する場合など、一定の理由により指定校の変更が認められる場合がございます。学務保健課が担当課となりますので、詳細についてはそちらにお問い合わせください。
32	転居後も特例により現在の小学校に通い続けた場合、中学校への進学先はどうなるのでしょうか。小学校で一緒に過ごした友達と同じ中学校に進学することはできますか。	指定校変更の承認期間が小学校卒業までの場合、卒業後は原則として住所地に基づいて指定された中学校に進学することになります。
33	現在、鵠沼小学校と本町小学校の慣例学区に住んでいます。慣例学区は学校の学級編制や児童数にも影響するため、できるだけ規則は単純な方がよいと考えます。そもそも、なぜ慣例学区が設けられたのでしょうか。その歴史的な経緯を教えてください。	慣例学区が設置されたのはかなり前の話となるため、正確な経緯についてはわからない部分が多くありますが、鵠沼小学校の後に本町小学校が建設された際、両校の通学区域をどこで分けるかという検討が行われたものと考えられます。 その際、両校の区域の境目にあたる地域について、地域住民や自治会からどちらの学校にも通えるようにして欲しいという要望があり、教育委員会がこれを認めたことから、現在の関連学区が設けられたのではないかと認識しています。
34	湘南台四丁目に住んでおり、できれば六会小学校に通わせたいと考えています。令和10年4月に小学1年生になる子どもがいるのですが、希望する学校に通わせることは可能でしょうか。	原則として、住所地に基づいて指定された小学校に通学することになります。ただし、一定の条件を満たす場合には、指定校の変更が認められる制度があります。 例えば、保護者が共働きで、下校後に保護者が不在となるため、祖父母宅などで児童を預かってもらう場合に、預かり先の学区の小学校への就学が認められるケースがあります。詳しくは、藤沢市ホームページで「藤沢市 就学指定校の変更」と検索していただくと、変更が認められる理由や条件を確認できますので、参考にしていただければと思います。
35	現在、子どもが年中であり、再来年度以降の入学に向けて、今回の通学区域の見直しが関係してくると考えている。居住地が複数の小学校の通学区域の境界付近にあり、個人的には、今回の見直しの対象となる過大規模校以外の学校にも通学できることが望ましいと考えている。 通学区域の見直しによって、現在の住所が鵠洋小学校の通学区域に指定された場合、希望する学校へ通学することは可能なのか。それとも、見直し後は、原則として指定された通学区域の学校に通学することになるのか。	現在は、鵠洋小学校の通学区域に居住しているご家庭に対して、片瀬小学校への通学も可能とする通知を送付するなど、過大規模校への対応として、指定校以外の学校への通学を認める措置を講じております。 しかし、今回の通学区域の見直し後は、こうした措置をなくす予定であり、原則として、居住地に基づいて指定された通学区域の小学校に通学していただくこととなります。
36	通学路の安全性や距離だけで学区を変更できるか。	原則として、個人の希望だけでは認めていません。ただし、きょうだい関係、身体的事情（医師の診断書が必要）、留守家庭や学童利用など、客観的理由がある場合は対象となることがあります。詳しくは学務保健課にご相談ください。
37	病気などの事情がある場合はどうするのか。	診断書などの客観的資料をもとに、学務保健課へ個別相談できます。
38	祖父母宅や学童を拠点にする場合はどうか。	一定の条件を満たせば、例外的に学区外就学が認められる場合があります。
39	将来引っ越す予定がある場合、先に新住所の学校へ通えるか。	就学指定通知が発送されるまで（入学年の１月初旬）に住民登録上の住所が変わっていれば、新住所の通学区域が適用されます。
40	きょうだいがいない家庭でも、通学の安全性や距離で申請できるか。	単に「近い」「通いやすい」という理由だけでは、原則として認めていません。

3. きょうだい特例について		
41	きょうだい特例とは何か。	きょうだいが小学校（中学校）に在籍する期間が重なる場合、きょうだいのどちらかの学校に合わせて通学できます。ただし、在学期間が重ならない場合は対象外です。
42	きょうだい特例はいつ申請するのか。	新一年生の入学年の1月に就学指定校通知がご自宅に届きますので、通知が届いてから3月末までの間で、学務保健課にてお手続きください。（例　2027年4月入学＝2027年1月頃に就学指定通知が届きます）
43	新しい学区が正式決定する前に、先に変更できるか。	学級編制や教員配置に影響するため、正式決定前の前倒し変更は認めない方針です。
44	現在、きょうだいが同じ小学校に通っており、上の子が卒業した後に通学区域の見直しが実施される予定です。下の子は在校生となりますが、見直し後も現在の学校に通い続けることはできますか。	通学区域の見直しに伴う在校生の取り扱いについては、卒業まで在籍している学校に通い続けることができます。
45	きょうだいで学区が分かれる場合、運動会や修学旅行などの学校行事が重複しないよう学校間で調整してほしい。	貴重な要望として受け止め、学校間および教育委員会内で情報共有・検討させていただきます。
4. 在校生について		
46	令和１０年以降に転入してきた子どもは、新学区の学校になるのか。	基本的には新しい学区の学校になります。転入生への時限的な選択制を設けるかは、今後検討予定です。
47	「在校生が転校することはありません」とありますが、変更してはいけないという意味でしょうか。	在学中の児童については、原則として学区変更による転校をする必要はありません。ただし、希望する場合には、変更後の通学区域の学校へ転校することも可能です。また、中学校については令和１６年度から変更予定ですが、小学校から中学校へ進学する際に、変更後の通学区域に対応した中学校へ進学することも可能です。
5.現在の学校環境や制度について		
48	なぜ30人学級ではなく、35人学級を前提にしているのか。	国の法律・基準に基づく学級編制を前提としているためです。小学校は全学年で35人学級、中学校は経過措置の段階にあります。30人学級は教育上の意義がある一方、実施にはより多くの教員確保が必要なため、現時点で藤沢市独自の基準にはしていません。
49	国の基準（35人学級）をもとにクラス数を算出しているが、さらに少人数化（30人・20人学級など）するなどの柔軟な対応はできないか。	市独自の予算や人員でさらに手厚い少人数学級を導入する余力は現時点ではございません。
50	学区変更後、学級数はどう変わるのか。	2040年時点の推計では、変更しない場合は31学級超の学校が残る見込みですが、変更後は最大でも明治小学校27学級程度、辻堂小学校25学級程度に収まる見込みです。適正規模は12～24学級を目安としています。
51	特別教室やプレハブ校舎はどうなるのか。	学級数が抑えられれば、今は普通教室に転用している図工室などの特別教室を元に戻し、プレハブ校舎は撤去していく方針です。
52	学区変更で教育環境は改善するのか。	今回の通学区域変更により全体として学校の学級数が均されるので、教育環境はより良くなるものと考えています。

53	過大規模校では図工室がない（普通教室に転用されている）という話があったが、それは実例か。また、今回の見直しでクラス数に余裕ができれば、図工室は復活するのか。	実例でございます。現場の教員が工夫し安全に授業を行っていますが、教室数に余裕ができれば、まずは本来あるべき特別教室（図工室など）を復活させることに着手していきたいと考えております。また、老朽化したプレハブ仮設校舎の解消についても進めていきたいと考えております。
54	学校規模が大きいと教育の質に差が出るのか	大規模校では教育の質が下がるということはございません。ただし、特別教室利用の開始学年が遅くなる、校庭や体育館の調整が難しい、といった制約はございます。一方で、大規模校には、多くの児童と関われる、教職員体制が厚くなるなどの利点もございます。
55	図工室がない学校はどこか	辻堂小学校、羽鳥小学校が現在、図工室を普通教室や特別支援学級に転用しております。また、鵠洋小学校では今年、図工室を利用することができるようになりました。
56	現在、辻堂小学校や八松小学校などでは、プレハブ校舎が設置されており、校庭が狭くなったり、遊具などの利用スペースが減ったりしていると思います。 今回の通学区域見直しが実施されれば、プレハブ校舎がなくなり、校庭をより広く使えるようになるのでしょうか。	現在、一部の学校では児童数が集中し、プレハブ校舎の設置によって校庭が狭くなり、子どもたちが利用できるスペースが制限されている状況がございます。 今後、通学区域の見直しによって学校規模の適正化が進めば、プレハブ校舎の解消などを進め、子どもたちが利用できるスペースを広げていきたいと考えています。
6．児童生徒数の推計・人口増への対応		
57	過去の児童生徒数の推計と実績は比較しているか。	過去の推計ほど増えていない地域がある一方、辻堂周辺など局地的に増加している地域があります。
58	今後も辻堂・南部地域の人口増を見込んでいるのか。	市の人口推計や土地区画整理事業等を踏まえて判断しています。村岡新駅周辺など、一定の人口増が見込まれる地域は、そのことをふまえ、今回は学区変更の対象外としています。
59	将来の児童数推計は見直すべきではないか。	学校適正規模・適正配置の取組は今後も継続するものであり、各時点での児童生徒数推計を元に取り組んでまいります。
60	人口推計はどのように算出しているのか。予想に反して大規模マンション建設等で児童数が変動し、学区が何度も変更される懸念はないか。	今回お示ししている推計値については、国勢調査を基にした将来人口推計（街づくりや地域の特性等を反映）に、教育委員会独自の学区ごとの過去データ（児童数の変化率）を掛け合わせて算出しております。現時点で把握できる情報を最大限反映して今回の見直し案は作成しておりますが、学区の最終案決定までに、ファミリー向け大規模マンション等の開発情報が確実なものとして入った場合は、再検討を行う可能性はございます。
61	通学区域見直し後の令和10年度に鵠洋小学校に入学する新1年生が何学級になる見込みなのか教えてほしい。	現在の鵠洋小学校の1年生は6学級で、児童数は183人である。令和10年度の新1年生については、学年単位での学級数の推計資料を用意していないため、現時点では回答できない。 なお、資料に示している2040年時点の推計では、対象エリアの児童数を一定のまとまりで算出しているが、令和10年度の新1年生の学級数を直接示すものではない。
62	2040年までの各小学校の学級数のシミュレーションが示されているが、2040年には、現時点でまだ生まれていない子どもも小学生になる。将来の児童数は、どのような方法で推計しているのか。 今後、戸建て住宅がマンションに建て替わるなど、住宅開発によって居住者が増えるケースもあると思うが、そのような要素はどの程度考慮されているのか。	通学区域見直し後の推計では、住民基本台帳のデータを基に、各小学校区における過去の児童数の変化率を算出しております。その上で、藤沢市の企画部門が作成する市全体の将来人口推計を組み合わせ、将来の児童数を推計しております。市全体の人口推計は、国勢調査などを基礎として作成されるものでございます。こうしたデータを用いて、今後各区域で生まれ、学校に通うことになる子どもの数を推計しております。ただし、将来の児童数を正確に予測することは難しいため、現時点では出生年ごとの詳細な人数ではなく、学校全体の学級数を中心にお示ししております。

63	児童数の推計について、直近の人口や児童数の推移を基にしているため、これまでの住宅開発などによる変化も、一定程度は推計に反映されているいう認識で良いか。	ご認識の通り、過去の変化率などを基に推計しております。
64	藤沢市のホームページに掲載されている第一次実施計画の資料と、今回の説明会で示された資料を比較すると、新林小学校の将来の学級数が異なっている。 例えば、ホームページの資料では、2035年に23学級、2042年に28学級とされている一方、今回の資料では、すでに28学級となっており、その後の推移も異なっている。このように推計値が異なるのは、シミュレーションの条件が変更されたためなのか。	藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画で示されている数値は、令和6年3月時点の推計に基づくものである一方、今回の説明会で使用している資料は、令和7年度に改めて推計した数値を用いているため、推計時点が異なっているためでございます。 また、当初の推計では子どもの数が大きくは減少しないという見込みでしたが、実際には未就学児の数が想定よりも減少している状況を踏まえて、改めて推計を更新した結果、学校ごとの学級数に違いが生じているものでございます。
65	高砂小から浜見小に変更されるエリアの令和10年時点での1年生見込み人数はどのくらいか。	学年ごとの詳細人数は出しておりませんが、浜見小学校全体の推計では１２学級程度を見込んでおり、各学年２学級確保できる見通しでございます。
7．再開発・学校新設・統廃合について		
66	過去に行った辻堂駅前再開発（C-X）時に、学校新設の議論はなかったのか。	C-X開発時に「学校新設すべき」との議論は把握していません。一方、SST開発では学校新設を求める意見もあったものの、最終的に新設しない判断となりました。
67	なぜ学校の新設ではなく学区見直しなのか。	以前（平成初期まで）は開発に合わせて学校新設を進めていましたが、現在は人口分布の変化や、物価や人件費の高騰により学校1校の新設・建て替えには約100億円の費用を要することや、小学校建設に必要な規模（約15,000㎡）の市有地が、過大規模校の集中する南部エリアに存在しないことから、今回は学区の引き直しで児童数及び学級数を平準化させることが最適と考えております
68	今回、地域見直しの対象となる学校に通う予定だが、将来的に子どもの数が減少していく中で、学校の統廃合が行われる可能性はあるのか。	「藤沢市立学校適正規模・適正配置第一期実施計画」は、令和6年度から令和10年度までの計画となっております。令和11年度以降の「第二期実施計画」につきましては、今後、子どもの数が減少していくことや、学校施設の維持にかかるコストなども考慮する必要があるため、学校の統廃合も含めて検討していく予定でございます。ただし、学校の統廃合については、方針を決めてから実際に廃止するまでにも相当の期間が必要となり、令和11年度頃に方向性が決まったとしても、実際の学校廃止はさらに先になるものと考えております。
69	局所的な児童増加に対し、校舎増築や新校新設を行わずに学区調整だけで将来的に足りるのか。また、猶予期間を6年間程度設けるべきではないか。	子育て世代が集中している南側エリアに学校を新設するための土地がなく、100億円規模の財政負担も極めて困難でございます。また、猶予期間や個別選択を認めると児童数が不確定となり学級編制や教員配置に大きな混乱を生じるため、猶予措置は設けない予定となっております。
8．通学区域検討委員会について		
70	通学区域検討委員会は、どのようなメンバーで構成されているのか。	小学校長、中学校長、学識経験者、藤沢市の社体協会長、関係団体の代表、児童クラブを運営する公益財団法人藤沢市みらい創造財団関係者などで構成されております。

９.通学路について		
71	学区の境界を決める際、実際の子どもの通学時間帯に通学路を歩いて確認しているのか。特に、線路や大きな道路を横断する必要がある場所については、安全面から慎重に考える必要がある。	教育委員会では、変更を検討している区域について、複数の職員で現地確認を行っております。また、特に安全面で重点的に確認すべき区域については、実際に歩いて確認しております。ただし、すべての区域について、子どもの登校・下校時間帯に実際の通学状況を確認したわけではないため、「この時間帯は交通量が多い」、「子どもがこの場所を横断している」、「この経路は危険である」など、地域の方から具体的な情報があれば、今後の検討材料とさせていただきます。
72	高砂小学校へ移るエリアにおいて、信号機のない交差点（コンビニ周辺など）への信号設置検討はあるか。	学校から教育委員会へ届く通学路安全点検報告に基づき、市の道路部門や警察等で構成する会議で危険箇所の報告を行っております。信号設置要望など具体的な要望内容は担当部署へ声を届けております。
１０.特別支援学級について		
73	藤沢市内のすべての小学校に特別支援学級が設置されているわけではないと思います。学区変更によって、現在通っている学校には特別支援学級があるものの、変更後の学校にはない場合、現在の学校に通い続けることはできますか。	学区変更後の学校に特別支援学級がない場合には、現在の学校に通学することとなります。
74	特別支援学級の配置に応じた学校の選択はできるか。	現在、市内の全小学校に特別支援学級が設置されているわけではないため、居住地（住所）に基づいて指定の学校（設置校）が決まります。具体的な案内は入学前の就学相談にて行うこととなります。
75	特別支援学級の学区割りはウェブ上で確認できるか。	地図と連動した具体的な情報はウェブ上に掲載されていないため、まずは就学相談窓口にて直接ご相談・ご確認いただければと思います。
１１.放課後児童クラブについて		
76	放課後児童クラブは、基本的に通学先の小学校にあわせるという理解でよいか。	ご認識の通りでございます。